

令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算を財源とする補助金に係る
要望調査の実施について（依頼）

一般貸切旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定を含む。）
レンタカー事業者

各位

令和2年2月5日
静岡運輸支局 輸送・監査担当

令和元年度補正予算、令和2年度当初予算を財源とする地域公共交通確保維持改善事業費補助金（サバイバル）及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（インバウンド）並びに観光振興事業費補助金（観光振興）（以下、インバウンドと併せ「観光関係」）の執行に必要なため、下記のとおり要望調査を実施します。

補助金交付を希望される場合は、補助要綱等をよくご確認の上、**令和2年2月28日（金）**までに、静岡運輸支局までご報告頂きますようよろしくお願いいたします。

なお現時点においては、両財源ともに予算が成立していないため、補助の実施は両財源の成立が前提となります。また、現時点において両財源ともに補助金交付要綱、交付要領、運用方針（以下「交付要綱等」という。）も策定されていないため、調査は令和元年度の交付要綱等に基づき行います。

更に、別添記載の「令和元年度補正予算で対象とする予定の事業」については、予算が成立し、交付要綱等が正式策定された結果、ご要望に沿わない場合もあり得ますことをご留意ください。

記

1. 調査の実施

(1) サバイバル補助

○地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成31年4月24日国総支旅第1号他）、「地域公共交通確保維持改善事業交付要領」（平成31年2月25日国総支第47号他）及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針」（令和元年5月7日国自旅第37号）をご確認ください。

(2) 観光関係補助

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」（令和元年6月25日観参第286号）、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業交付要領」（令和元年6月25日観参第287号）、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針」（令和元年5月7日国自旅第35号）をご確認ください。

○観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

「観光振興事業費補助金交付要綱」（平成31年4月2日国自旅第314号他）、

「観光振興事業交付要領」（平成31年4月2日国自旅第315号他）、「観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））に関する運用方針」（令和元年5月7日国自旅第38号）をご確認ください。

2. 調査様式（エクセルファイル）

- ・（R2 要望調査票）貸切バス
- ・（R2 要望調査票）タクシー
- ・（R2 要望調査票）福祉タクシー
- ・（R2 要望調査票）レンタカー
- ・観光振興（R2 要望調査票）貸切バス
- ・観光振興（R2 要望調査票）タクシー
- ・観光振興（R2 要望調査票）レンタカー

※運輸支局への提出は、エクセルファイルでご提出いただきますよう、ご協力願います。

3. 補助要綱等及び調査様式の掲載場所

記1. 及び2. に記載の各補助事業に関する要綱、要領等の関係資料や調査様式は以下の国土交通省のウェブサイトに掲載しております。

【国土交通省ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000015.html

4. 留意事項

- (1) **本要望調査の提出を交付申請にあたっての必須要件とします。**申請を予定している事業は必ず記載・提出をお願いします。（調査票に記載のない事業、×切までに提出のなかった事業者は補助対象になりませんので、ご注意ください。）

なお、事業の変更や取り下げが生じた場合は、あらかじめご相談ください。

要望調査において、観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）に適合するものについては、今回別途様式を設けましたので、そちらで要望を提出していただき、令和2年度の交付要綱が策定された後、「公共交通利用環境刷新計画」を速やかに策定・提出できるよう、あらかじめ記載事項について検討できる様式としています。

- (2) 内示及び予算上の調整

要望調査を取りまとめたうえで、予算成立後の予算額と要望額、要望内容を精査の上、補助金交付額の内示を行います。各要望に対し、どの事業を適用するかについては、上記精査の段階で本省にて調整させていただきます。事業者の要望どおりに認められない場合もありますのでご注意ください。

内示の時期は予算成立の時期により決定しますが、現在のところ、令和2年4月中旬を目途としています。令和元年度補正予算については、現在全額を明抛繰越するべく財政当局と調整のため、令和2年度当初予算と時期を合わせて内示する予定です。

なお、執行（査定）にあたっての基本方針は別添のとおりです。また詳細の審査内容は要望額とりまとめ後に改めて通知します。審査にあたり参考とさせていただくため、要望調査申請書には事業者の取り組み内容を質問する項目を設けています。

- (3) 内示後、各事業者より交付申請していただきますが、交付申請書には以下を添付する必要があります。

サバイバル補助： 都道府県等協議会において策定された「生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）」

※バリアフリー化設備等整備事業又は利用環境改善促進等事業に限定した計画として生活交通改善事業計画を策定する場合には、上記協議会の開催を書面にて行うことも可能です。（ノンステップバスの導入においては、平成28年7月1日付け「地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバスの導入等について」（国自旅第82号）により通達した主旨を満たしている場合に限りません。）

観光関係補助： 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において策定された「事業実施計画」

- (4) 交付決定前の事業着手に対する内示取り消しについて

本調査に係る補助金を活用する事業については、補助金の交付決定後に事業着手（契約・発注）するものが補助対象となります。よって、交付決定前に事業着手した場合は、内示されたものであっても、当該内示は取り消されますのでご注意ください。

- (5) 要綱の改正点

要綱策定後に別途案内します。

5. 今後の予定スケジュール

令和2年2月28日 要望調査提出〆切

4月上旬 補助金交付額の内示、本省から各地方運輸局等へ通知

→各地方運輸局より直接、又は運輸支局を通じて協会又は事業者へ内示の通知

～5月中旬 都道府県協議会（2次交通WG）開催後、交付申請受付

～6月初旬 交付決定

【問い合わせ先】 静岡運輸支局 輸送・監査担当 各事業担当者まで
直通 054-261-2898

地域公共交通、観光関連補助制度について

【令和元年度要綱等概要】

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）

（補助対象メニュー）

- ・ノンステップバス、リフト（エレベーター）付きバス、BRTシステムの整備
- ・バスターミナル、バス停留施設のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの敷設、多機能トイレの設置）
- ・福祉タクシー、UDタクシー車両の導入
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの敷設）
- ・福祉タクシーの共同配車センターの整備

（補助率）

- ・ノンステップバス：上限140万円／台
- ・リフト（エレベーター）付きバス：通常車両との差額の1／2
- ・BRTシステムの整備：1／3～1／2（要綱に条件記載）
- ・バスターミナル、バス停留施設のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの敷設、多機能トイレの設置）：1／3
- ・福祉タクシー車両の導入：上限60万円／台（リフト付き車両については80万円／台）
- ・UDタクシー車両の導入：上限60万円／台
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消、点字ブロックの敷設）：1／3
- ・福祉タクシーの共同配車センターの整備：1／3

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービス利便向上促進事業）

（補助対象メニュー）

- ・ノンステップバス、リフト（エレベーター）付きバス、BRTシステムの導入
- ・サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入
- ・バスターミナル、バス停留施設のバリアフリー化（段差解消）
- ・UDタクシー車両の導入
- ・ジャンボタクシー車両の導入
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消）
- ・バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化
- ・多言語化（案内標識、可変式情報表示装置、HP（パソコン、スマートフォンから利用でき、経路検索又は予約システムを提供できるもの）等）の多言語標記、案内放送の多言語化）
- ・多言語表記等を行うバスロケーションシステムの導入：1／3
- ・翻訳機器（翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器（ポケトーク等））の導入
- ・外国語対応接客等の研修
- ・キャッシュレス機器（全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決済機器）の導入
- ※機能の明確な向上を伴わない修理修繕及び代替更新のみにかかるものは補助対象外
- ・企画乗車船券のICカード化
- ・無料公衆無線LANの導入
- ・携帯電話充電設備、非常用電源装置
- ・公共交通優先システム（PTPS）の導入
- ・ITシステムの高度化
- ・レンタカーの外国人ドライバー支援（交通ルールの周知等）

- ・レンタカーのETC読取・レシートプリンター
(補助率)
- ・ノンステップバス：上限140万円/台
- ・リフト（エレベーター）付きバス：通常車両との差額の1/2
- ・サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入：上限140万円/台
- ・BRTシステムの整備：1/3～1/2（要綱に条件記載）
- ・バスターミナル、バス停留施設のバリアフリー化（段差解消）：1/3
- ・UDタクシー車両の導入：上限60万円/台
- ・ジャンボタクシー車両の導入：上限60万円/台
- ・タクシー乗り場のバリアフリー化（段差解消）：1/3
- ・バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化：1/3
- ・多言語化（案内標識、可変式情報表示装置、HP等の多言語標記、案内放送の多言語化）：1/3
- ・多言語表記等を行うバスロケーションシステムの導入：1/3
- ・翻訳機器（翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器（ポケットーク等））の導入：1/3
- ・外国語対応接客等の研修：1/3
- ・キャッシュレス機器（全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決済機器）の導入：1/3
- ・企画乗車船券のICカード化：1/3
- ・無料公衆無線LANの導入：1/3
- ・携帯電話充電設備、非常用電源装置：1/2
- ・公共交通優先システム（PTPS）の導入：1/3
- ・ITシステムの高度化：1/3
- ・レンタカーの外国人ドライバー支援（交通ルールの周知等）：1/3
- ・レンタカーのETC読取・レシートプリンター：1/3

○観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）

(補助対象メニュー)

◆必須メニュー

- ①多言語対応（案内標識、案内放送、HP等）
 - ・多言語化（案内標識、可変式情報表示装置、HP等の多言語標記、案内放送の多言語化）
 - ・多言語表記等を行うバスロケーションシステムの導入
 - ・翻訳機器（翻訳アプリ搭載タブレット、翻訳機器（ポケットーク等））の導入
- ②無料WiFiサービス
- ③トイレの洋式化（バスターミナルのみ）
- ④キャッシュレス決済対応
 - ・キャッシュレス機器（全国共通ICカード車載器、QRコード決済車載器、クレジット決済機器）の導入

◆選択メニュー

- ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保
 - ・携帯電話充電設備、非常用電源装置
- ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上
 - ・インバウンド対応型バス（ノンステップバス、リフト（エレベーター）付きバス、連節バス車両及び一体として導入する停留施設）の導入
 - ・インバウンド対応型タクシー（UDタクシー）の導入

- ⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応
・サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入

(補助率)

◆必須メニュー (①～④)

①～④が全て新規導入される場合：1/2 (③はバスターミナルのみ)

※貸切バスは①、②の両方が新規導入される場合1/2

※レンタカーは①、④の両方が新規導入される場合1/2

①～④のうち導入済みものがあり、今回残り全てを導入する場合：1/3 (③はバスターミナルのみ)

※貸切バスは①、②のうち片方が導入済みで、今回もう片方を導入する場合1/3

※レンタカーは①、④のうち片方が導入済みで、今回もう片方を導入する場合1/3

◆選択メニュー (⑤～⑦)

①～④が全て新規導入される場合：

・携帯電話充電設備、非常用電源装置：1/2

・インバウンド対応型バス

ノンステップバス：上限210万円

リフト（エレベーター）付きバス：通常車両との差額の1/2

連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設：対象経費の1/2

・インバウンド対応型タクシー（UDタクシー）：上限90万円

・サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入：上限210万円

①～④のうち導入済みものがあり、今回残り全てを導入する場合：

・携帯電話充電設備、非常用電源装置：1/2

・インバウンド対応型バス

ノンステップバス：上限140万円

リフト（エレベーター）付きバス：通常車両との差額の1/2

連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設：対象経費の1/3

・インバウンド対応型タクシー（UDタクシー）：上限60万円

・レストランバス、水陸両用バス、サイクルバスの導入：上限140万円

(補助条件)

訪日外国人旅行者の来訪が特に多いものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地に至るまでの交通サービスであって、国際観光振興法第8条第1項に基づき観光庁長官が指定した区間（告示路線等）の路線（貸切バス、タクシーは指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域に含むもの、レンタカーは指定区間内の駅・ターミナル等（周辺含む）に営業所があるもの）が対象。

【令和元年度補正予算で対象とする予定の事業】

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）

(補助対象メニュー)

・ノンステップバス、リフト（エレベーター）付きバス、連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設

・UDタクシー車両の導入

(補助率) 基本1/3以内

・ノンステップバス：上限140万円

・リフト（エレベーター）付きバス：通常車両との差額の1/2

- ・ 連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設：対象経費の1／3
- ・ UDタクシー車両の導入：上限60万円

○新モビリティサービス推進事業

(補助対象メニュー)

- ・ タクシーのキャッシュレス車載機（一体として導入するタクシーメーター及び周辺機器※含む）

(補助率) 基本1／2以内

※現在キャッシュレス車載機と同時に導入可能なタクシーメーターとしては以下の製品及び同等品が対象になります。

- ・ 矢崎エナジーシステム株式会社
アロフレンド27（対象周辺機器：マルチプリンタⅣ）
- ・ 二葉計器株式会社
タクシーメーターR9・6（対象周辺機器：システムプリンタTS-02）
- ・ 岡部メーター製造株式会社
XP900es（プリンター一体型）

なお、カタログ等でオプション機器とされている交通系ICリーダライタ、IT型ハンディターミナル、さらに外部機器として接続されるキャッシュレスタブレットはキャッシュレス機器として補助対象となります。